

半田市子育て支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、半田市市民交流センター条例（平成17年半田市条例第29号）第5条第1項の規定により実施する事業（ファミリーサポートセンターに関すること及び乳幼児一時預かりに関するものを除く。）について必要な事項を定めることにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、半田市とする。ただし、事業の全部又は一部を市長がこの事業を行うに相当と認められた団体に委託することができる。

(事業の実施方法)

第3条 この事業は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法で実施するものとする。

(1) 子育てについての相談及び支援

ア 相談の実施にあたっては、常に子育て家庭の把握に努め、必要な援助を行うとともに、プライバシーの保護には万全を期するものとする。

イ 相談は、来所、電話、家庭への訪問等、家庭の状況及び地域の実情に適した方法により実施するものとする。

ウ 他の機関で対応することが適切であると認められる事例にあつては、当該機関に紹介する等、適切な対応を行うものとする。

エ 相談内容については、相談個別記録票（様式第1）に記録し、整理保管するものとする。

(2) 子育てについての情報収集・提供

ア 他の機関と連携し、地域の子育てに関する情報を収集する。

イ 市報及びインターネット等の情報媒体を活用し、市民に情報を提供する。

ウ 教育・保育施設及び子育て支援団体等について、その運営及び活動状況を把握するとともに、必要に応じて情報を市民に提供するものとする。

(3) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

ア 遊び及び育児に関する講習等を、月1回以上実施するものとする。

イ 子育て支援に関する講習等を実施するものとする。

ウ 講習等の実施にあたっては、大学教授等育児に関して専門的な知識を有する者と連携するものとする。

エ 講習等の実施に際して、子育てボランティア等の協力を得て託児を行い、受講しやすい環境を整えるものとする。

オ 講習等の終了後は、育児講習等実施記録（様式第2）に記録し、整理保管するものとする。

カ 子育てサークル等の支援に係る事業の実施内容については、子育てサークル支援記録（様式第3）に記録し、整理保管するものとする。

(4) 子育て家庭の交流の場の提供

ア 半田市子育て支援センター管理規則（平成17年規則第29号）第4条第2項で定めるプレイランドを子育て家庭の交流の場とする。

イ プレイランドにおいて、子育て家庭間の相互交流が図られるよう十分配慮するものとする。

ウ プレイランドを利用しようとする者は、半田市子育て支援センタープレイランド利用登録申請書（様式第4。以下「申請書」という。）に必要な事項を記入し、市長に提出しなければならない。

エ 申請書を受理したときは、半田市子育て支援センタープレイランド登録証（様式第5）を交付するものとする。

オ 登録証の交付を受けた者は、登録証を紛失し、又は住所、氏名等を変更した場合は、速やかに市長に申し出るものとする。

カ 登録証の交付を受けた者は、登録証を他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。

(5) その他、地域における子育て支援の充実を図る取組を行うものとする。

(実施日等)

第4条 この事業の実施日及び実施時間は、半田市子育て支援センターの開館日及び開館時間とする。

(関係機関等との連携)

第5条 子育て支援事業の実施にあたっては、地域内の保育所及び幼稚園、子育て相談課、児童相談センター、保健所、民生・児童委員、医療機関、児童館等との連携

を密にし、事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 半田市保育所等地域子育て支援事業実施要綱は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の様式第5により既に発行されている会員証については、当分の間使用できるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の様式第5により既に発行されている会員証については、当分の間使用できるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、既に発行した改正前の半田市子育て支援事業実施要綱第3条第4項に定める様式第5の会員証は、なお当分の間使用できるものとする。

子育てサークル支援記録

| | | | | | |
|-----------|--------------|---------|-----|-----|-------|
| 作 成 者 | | 実 施 日 時 | 年 | 月 | 日 () |
| 実 施 場 所 | | | 時 | 分 ~ | 時 |
| サークル名 | 代表者 | | 連絡先 | | |
| 参 加 人 数 | 親 人 ・ 子ども 人 | | | | |
| 活 動 内 容 | | | | | |
| 次 回 予 定 日 | 令和 年 月 日 () | | | | |
| 活 動 予 定 | | | | | |

様式第4 (第3条関係)

半田市子育て支援センタープレイランド利用登録申請書

半 田 市 長 殿

申請日 年 月 日

申請人

| | | | | |
|------------|--------|------|---------------|-------|
| 住 所 | 〒 | 電話番号 | | |
| | | 携帯電話 | | |
| | | 性 別 | 続 柄 | カード発行 |
| 保護者 氏 名 | (ふりがな) | 男・女 | 1. 父 母 | 必要・不要 |
| | | | 2. 祖父母 | 会員番号 |
| 生年月日 | 年 月 日 | | 3. その他 () | |

()

0歳から就学前児童 ※本日登録する人のみ記入してください

| 氏 名 | 生 年 月 日 | 性 別 | 会員番号 |
|--------|---------|-----|------|
| (ふりがな) | 年 月 日 | 男・女 | |
| (ふりがな) | 年 月 日 | 男・女 | |
| (ふりがな) | 年 月 日 | 男・女 | |

上記以外のご家族(同一世帯の方) ※本日登録する人のみ記入してください

| 氏 名 | 生 年 月 日 | 性 別 | 続 柄 | 会員番号 |
|--------|---------|-----|-----------------------------------|------|
| (ふりがな) | 年 月 日 | 男・女 | 1. 父 母 2. 祖父母 3. その他 () | |
| (ふりがな) | 年 月 日 | 男・女 | 1. 父 母 2. 祖父母 3. その他 () | |
| | | | 連絡先 | |

受付 入力 確認

様式第5（第3条関係）

登録証 表面

半田市子育て支援センター
はんだっこ
プレイランド利用登録証

ご利用案内
※休館日 毎月第4水曜日及び年末年始 12月29日～1月4日
※入館の際には、この登録証を必ずご提示ください。
※この登録証は他人に譲渡もしくは貸与できません。
※紛失し、再発行する場合は再発行手数料として200円いただきます。
※紛失したとき又は住所等が変更になったときはご連絡ください。

登録証 裏面

| | | |
|------|------------|----|
| 会員番号 | 保護者 子ども | 氏名 |
|------|------------|----|

半田市子育て支援センター
〒475-0857
半田市広小路町155番地の3
TEL22-4188 FAX32-3447



A172458